

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和元年12月18日(水)16時30分から17時30分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可について

第5 報告第12号 農地の使用貸借の合意解約について

第6 議案第27号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第7 報告第13号 農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について

第8 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第9 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局 長	中村	和仁
次長兼農地農政係長	松本	博和
主 査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、大変お疲れ様です。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第12回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いします。一同、礼、ご着席ください。</p> <p>はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>挨拶</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。最適化推進委員の大里さんと保島推さん、2名が欠席するという連絡を受けております。6番豊田委員1名の欠席の報告が入っております。出席委員は9名で、定足数に達しております。本日の総会は成立していることをご報告いたします。(農業委員会法27条第3項)過半数以上)</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条、本会の議長は会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、只今より第12回の総会を開催致します。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を致します。7番森山委員、8番永井委員に指名致したいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>日程第2「会期の決定について」は、本日一日限りと致します。</p> <p>日程第3報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の3ページをお願い致します。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」であります。</p> <p>(土地の表示)瀬戸内町大字生間全て字犬川原です。140番、142番、143番、地目は全て「畑」です。128㎡、2,515㎡、52㎡、合計3筆で2,695㎡であります。(通知者)賃貸人、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏(当時、利用権を設定していました「(故)〇〇〇〇」氏の代理人として通知してきました。)、賃借人、瀬戸内町大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏です。(賃貸借契約の内容)基盤強化法による利用権(賃貸借)、賃借期間、平成22年3月1日～平成32年2月28日までの10年間です。(合意解約の合意が成立した日)令和元年10月10日、(合意による解約をした日)令和元年10月31日、(農地の引渡しの時期)共に令和元年10月31日、(届出の年月日)令和元年11月26日、(変換する理由)双方合意による解約です。理由は、賃借人へ所有権を移転しようとするためであります。以上です。</p>
議長	<p>これは、只今説明のとおり報告で終わりたいと思います。</p> <p>日程第4議案第26号1「農地法第3条の規定による許可について」を議題と致します。調査員が、数原委員と川島委員となっていますが、数原委員から調査説明をお願いします。</p>

10 番委員	<p>はい、10 番数原です。議案第 26 号 1「農地法第 3 条の規定による許可について」ご報告致します。調査員は、私（数原）と川島委員、事務局の方と行政書士の〇〇〇〇さんと調査を行いました。</p> <p>（土地の表示）瀬戸内町大字生間字犬川原 140 番、畑 128 ㎡、瀬戸内町大字生間字犬川原 141 番、畑 198 ㎡、同じく生間字犬川原 142 番、畑 2,515 ㎡、同じく生間字犬川原 143 番、畑 52 ㎡、合計 4 筆で 2,893 ㎡でございます。対価は〇〇〇〇円、10 a 当たり〇〇〇〇円ということです。</p> <p>（譲渡人）〇〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」さん、（理由）売買です。（譲受人）瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」さん、（理由）売買です。以下のとおり、調査致しましたので、どうぞ、ご審議宜しく願致します。</p>
議長	<p>調査説明は、終わりました。これから、議案の審議に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑無いようですので、質疑を終結致します。議案第 26 号 1 を採決致します。議案第 26 号 1 は、原案どおり賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 26 号 1 は、原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、日程第 4 議案第 26 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題と致します。調査員が、豊田委員と田中委員となっておりますが、田中委員、調査説明をお願いします。</p>
1 番委員	<p>議案第 26 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」調査報告を致します。12 月 6 日、調査員は、豊田委員と田中、事務局より西田さん、行政書士の町田さんと譲受人の榮さんが立ち会いました。</p> <p>（土地の表示）瀬戸内町大字小名瀬字浜田 168 番、田 119 ㎡、瀬戸内町大字阿鉄字阿木名道 535 番 1、畑 661 ㎡、同じく阿木名道 535 番 2、畑 330 ㎡、同じく阿木名道 536 番 1、畑 2,029 ㎡、同じく阿木名道 536 番 2、畑 628 ㎡、瀬戸内町大字阿鉄字中惣原 658 番、畑 43 ㎡、合計 6 筆の 3,810 ㎡です。対価はなし。（譲渡人）〇〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号「〇〇〇〇」、（譲受人）瀬戸内町大字〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、（理由）贈与であります。「〇〇」氏が受贈であります。2 人は、いとこ同士ということでもあります。以下、お目通し頂きたいと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>はい、調査説明が終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑ないようですので、質疑を終結致します。議案第 26 号 2 を採決致します。議案第 26 号 2 は、原案通り賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 26 号 2 は原案どおり決定さ</p>

	<p>れました。</p> <p>続きまして、日程 4 議案第 26 号 3 を議題とします。調査員が、豊田委員と田中委員となっていますが、田中委員、調査説明をお願いします。</p>
1 番委員	<p>議案第 26 号 3「農地法第 3 条の規定による許可について」調査報告致します。同じく 112 月 6 日、調査員は、豊田委員と田中、事務局より西田さん、立ち合い者として、行政書士の「久保浩康」氏、譲受人の「森山和紀」氏が立ち会いました。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字油井字キシギヤウ 174 番、畑 894 m²、同じく油井字キシギヤウ 175 番、畑 272 m²、同じく油井字キシギヤウ 179 番、畑 1,522 m²、同じく字キシギヤウ 180 番、畑 510 m²、同じく油井字里 279 番、畑 558 m²、同じく油井字大当 381 番、畑 214 m²、合計 6 筆 3,970 m²。対価はなし。(譲渡人) 瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」、(譲受人) 瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」氏であります。(理由) 贈与、「〇〇〇〇」氏は、受贈になります。以下、お目通し頂きたいと思えます。</p>
議長	<p>はい、調査説明が終わりました。これから、議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】 の声が聞こえる。</p> <p>質疑ないようですので、質疑を終結致します。これから議案第 26 号 3 を採決致します。議案第 26 号 3 は、原案通り賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 26 号 23 は、原案どおり決定されました。</p> <p>日程第 5 報告第 12 号 1、報告ですので事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料の 10 ページをお願いします。報告第 12 号 1「農地の使用貸借期間の合意解約について」です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字於齊字摺前 1211 番乙、畑 165 m²です。(通知者) 貸人、大字〇〇〇〇〇字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏、借人、同住所の「〇〇〇〇」氏でございます。(使用貸借契約の内容) 基盤強化法による利用権 (使用貸借)、その貸借期間が、平成 26 年 5 月 1 日～平成 46 年 4 月 30 日の 20 年間です。(合意解約の合意が成立した日) (合意による解約をした日) 共に、令和元年 11 月 1 日、(農地の引渡しの時期) 令和元年 11 月 30 日、(届出の年月日) 令和元年 11 月 19 日です。(返還する理由) 新たな耕作者と利用権を設定しようとするための双方合意による解約です。続きまして、資料の 11 ページです。</p> <p>報告第 12 号 2「農地の使用貸借期間の合意解約について」です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字阿木名字山田 1326 番 3、畑 1,160 m² 1 筆です。(通知者) 貸人、大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏、借人、大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏です。(使用貸借契約の内容) 基盤強化促進法による利用</p>

事務局	<p>権（使用貸借）、その貸借期間が、平成 30 年 8 月 1 日～平成 40 年 7 月 31 日の 10 年間です。（合意解約の合意が成立した日）（合意による解約をした日）令和元年 11 月 5 日、（農地の引渡しの時期）令和元年 12 月 31 日、（届出の年月日）令和元年 11 月 28 日です。（返還する理由）新たな耕作者と利用権を設定しようとするための双方合意による解約であります。以上です。</p>
議長	<p>はい、これは、報告で終わりたいと思います。</p> <p>日程第 6 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議案と致します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明いたします。資料は 12 ページから 15 ページにかけて、説明いたします。まず、12 ページをお願い致します。この利用権設定の公告日は、令和元年 12 月 25 日を予定しております。内容につきましては、畑 5 件の 9 筆です。貸し手は 5 人です。その内訳が、基盤法によるものが 3 人の 7 筆、機構関係によるものが 2 件、2 筆となっております。借り手は 3 人です。その内訳が、基盤法によるものが 2 人（のべ 3 人）、機構関係によるものが 1 人（のべ 2 人）となっております。この 9 筆の利用権設定された合計面積は 6,663 ㎡となっております。内容については、14 ページに計画総括として、記載しておりますので、のちほど、ご覧頂きたいと思っております。15 ページをお願いします。個々に説明を致します。</p> <p>整理番号 40 番、所在地が大字嘉鉄字仲田 902 番、地目「畑」、面積は 699 ㎡、同じく字仲田 903 番、地目「畑」、面積が 531 ㎡の 2 筆、合計面積は 1,230 ㎡となっております。貸し手が「〇〇〇〇」氏、借り手が「〇〇〇〇〇〇」です。目的は、飼料の生産拡大を図るもので、2 筆とも令和元年 12 月 31 日～令和 11 年 12 月 30 日までの 10 年間の賃貸借期間をしております。借り賃が 10 アール当たり〇〇〇〇円で、その支払方法は、貸し手に口座振替をするということになっております。次に、整理番号 41 番、所在地が大字於齊字セリ脇 1136 番 2、地目「畑」、面積が 1391 ㎡、同じく字摺前 1211 番乙、地目「畑」、面積が 165 ㎡、2 筆で合計面積は 1,556 ㎡であります。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇〇」氏です。これは、砂糖キビ生産の拡大を図るもので、2 筆とも令和元年 12 月 31 日～令和 11 年 12 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定しております。次に、整理番号 42 番、所在地が、大字於齊字佐知克 1800 番 2、地目「畑」、面積が 932 ㎡、同じく字佐知克 1800 番 3、地目「畑」、面積が 739 ㎡、同じく字佐知克 1879 番 2、地目「畑」、面積が 306 ㎡、3 筆であります。合計面積が 1,977 ㎡であります。貸し手が、「〇〇〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇〇」氏です。これも砂糖キビの生産拡大を図るということで、3 筆とも令和元年 12 月 31 日～令和 11 年 12 月 30 日</p>

事務局	<p>までの 10 年間の使用貸借期間を設定してございます。</p> <p>次に、機構 15 番、瀬戸内町大字阿木名字山田 1326 番 2、地目「畑」面積は 740 m²、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間機構」、その転貸先が「〇〇〇〇」となっております。目的は、果樹の生産拡大を図るということで、令和 2 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定しております。</p> <p>次に、機構 16 番、所在地が大字阿木名字山田 1326 番 2、地目が「畑」、面積は 1,160 m²、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」、その転貸先が「〇〇〇〇〇〇」であります。これも果樹の生産拡大を図るもので、令和 2 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定してございます。以上であります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えております。ご審議をよろしく願致します。</p>
議長	<p>議案第 27 号の説明は、終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の声聞こえる。</p> <p>質疑無いようですので、質疑を終結致します。議案第 27 号の採決を致します。議案第 27 号は、原案どおり賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり決定されました。</p>
	<p>日程 7 報告第 13 号、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料の 16 ページをお願い致します。報告第 13 号「農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について」です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字節子字福地 747 番、畑 1,907 m²、1 筆でございます。(通知者) 賃貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏、賃借人、瀬戸内町大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏であります。(賃貸借契約の内容) 農地中間管理事業に係る利用権(賃貸借)です。その貸借期間、平成 31 年 2 月 1 日～平成 36 年 1 月 31 日までの 5 年間となっております。(合意解約の合意が成立した日) 令和元年 11 月 8 日、(合意解約(予定)日) 令和 2 年 1 月 31 日、(農地の引渡しの時期) 令和 2 年 1 月 31 日、(届出の年月日) 令和元年 11 月 8 日、(返還する理由) 双方合意による合意で、新たな耕作者と利用権を設定しようとするためということあります。以上です。</p>
議長	<p>続いて、日程 8 報告第 14 号 1、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、相続の案件が 4 件ございますので、17 ページ～20 ページに渡ります。報告第 14 号 1「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」これは、大字油井地区で、多いので 1 筆、1 筆は読み上げないのですが、合計 18 筆の 6,395 m²の相続届がありました。(権利を取得した者) 瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」氏、(権利を取得した</p>

事務局	<p>日)平成14年7月20日、(権利を取得した事由)相続です。</p> <p>(取得した権利の種類及び内容)種類は、所有権です。内容は、一部耕作をしている。(農業委員会によるあっせん等の希望の有無)特にないとのことです。(届出の年月日)令和元年11月20日です。</p> <p>続けます、18ページです。報告第14号2(土地の表示)瀬戸内町清水の4筆です。合計が953㎡です。(権利を取得した者)瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏、(権利を取得した日)平成10年7月22日、(権利を取得した理由)相続、(取得した権利の種類及び内容)種類は、取得権です。内容は、耕作していない。(農業委員会によるあっせん等の希望の有無)徳にない。(届出の年月日)令和元年11月20日です。</p> <p>19ページをお願いします。報告第14号3「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。(土地の表示)これは、大字嘉鉄の合計5筆です。面積が2,282㎡の相続届出です。(権利を取得した者)瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地〇〇「〇〇〇〇」氏、(権利を取得した日)平成14年9月5日、(権利を取得した理由)相続、(取得した権利の種類及び内容)種類は、所有権です。内容は、一部耕作している。(農業委員会によるあっせん等の希望の有無)特にない。(届出の年月日)令和元年11月20日です。</p> <p>20ページです。報告第14号4、これも「相続の届出について」です。(土地の表示)大字渡連の合計2筆2,852㎡、(権利を取得した者)瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇「〇〇〇〇」氏、(権利を取得した日)平成7年5月29日、(権利を取得した理由)相続、(取得した権利の種類及び内容)種類は、取得権です。内容は、耕作していない。(農業委員会によるあっせん等の希望の有無)徳にない。(届出の年月日)令和元年11月26日でございます。4件とも共通して言えることなのですが、既に非農地状態、非農地判断が終わっている所も含まれております。そういう場所については、非農地通知を出して、今後、地目変更をお願いする文書処理をする予定であります。以上です。</p>
議長	<p>はい、これも報告で終わりたいと思います。</p> <p>続きます、協議会に入りたいと思います。事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局長	<p>以上を持ちまして、第12回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和元年12月18日

署名委員

署名委員